

仲裁とADR

Journal of Japanese Arbitration and ADR

■ 論説

いま日本のADRを考える 谷口安平

ナラティブとメディエーション 西田英一

——反物語の声——

■ 実務の潮流

金融ADRは何を目指すのか 石戸谷豊

——商品先物取引分野の経験から——

■ ケース研究

利用しやすい紛争解決手続を目指して 増田卓司

——愛知県弁護士会紛争解決センターの実情——

独立行政法人国民生活センター紛争解決委員会によるADRの
現状と実務的諸課題の検討 目野勝吾

——消費者の後見的役割を担う「消費者ADR」としての中核的存在意義と
制度的多機能性の再認識——

ケース研究

利用しやすい紛争解決手続を目指して

——愛知県弁護士会紛争解決センターの実情——

弁護士 増田卓司

はじめに

平成19年4月に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（以下「ADR法」という）」が施行されて満5年を経過し、平成25年2月末現在122の機関が法務大臣の認証を取得している。また、平成22年10月には、金融商品取引法等の改正により金融機関と利用者との金融商品・サービスを巡るトラブルを解決する為の金融ADRがスタートした。

「ADR」は司法改革の中で、「裁判と並ぶ魅力的な選択肢」と位置付けられ、ADR法の施行や東日本大震災による原発事故による損害賠償のための原発ADR開始とも相俟って、次第に市民の間に認知されつつある。

しかし、一部を除く多くのADR機関は、その掛け声や当初の意気込みとは裏腹に、申立件数が低迷しており、ADR制度全体が、果たして国民にとって「魅力的な選択肢」と成り得ているのか、疑問と言わざるを得ない現状にある。

本稿は、民間ADRの中であって、比較的「元気」「優等生」と言われている愛知県弁護士会紛争解決センター（以下において「センター」という）の特徴的な点と若干の事例を紹介するものである。

なお、筆者は、愛知県弁護士会の会員であり、平成10年からセンターの運営に関わっている。現在、センター運営委員会委員長であり、あっせん・仲裁人候補者でもある。また、日本弁護士連合会ADRセンター事務局次長及び医療ADR特別部会部会長を務めている。

I 愛知県弁護士会紛争解決センターの概要

1. 沿革

センターは、平成9年4月、全国の弁護士会の中で10番目に設立された民事事件一般を扱う総合的な紛争解決（ADR）機関である。平成11年4月に、弁護士会支部としては全国で初めて西三河支部にも開設した。平成20年6月に、ADR法に基づく法務大臣の認証を取得している（認証番号第12号）。

平成22年10月に、第二種金融商品取扱事業者等と協定を締結し、金融ADRもスタートさせている（平成24年12月末現在の協定締結数は個社：49、団体：1）。

また、平成26年4月を目処に一宮支部にもセンターを開設すべく準備中である。

2. 受理事件数等

センターの受理事件数は、平成24年3月末までの15年間で本会と西三河支部合計で約3400件に上っている。平成23年度までの5年間の年平均受理事件数は約280件、応諾件数は約200件、和解・仲裁による解決件数は約110件、解決事件の審理回数は約4回である。（詳細は、日本弁護士連合会ADR〔裁判外紛争解決機関〕センター発行の「仲裁統計年報」（全国版）を参照されたい）。

3. センターの特徴

ADRの制度設計や運営は各機関により様々である。センターは弁護士会ADRの中

では比較的后発であるため、既設置会の制度を参考にして設立し、設立後は、利用者が利用し易いものにするため運営上問題となった点を順次改善していった。

(1) 一般的な特徴

(a) 取扱事件

民事紛争一般を扱い、話し合いによる解決が可能な事件であれば、原則どんな事件でも取り扱っている。

(b) 手続はあっせんと仲裁

和解契約締結によって終了する「和解あっせん」と当事者の仲裁合意をもとに仲裁判断によって終了する「仲裁」の二本立てである。審理の状況により、「あっせんから仲裁」、「仲裁からあっせん」へ手続を変更することも可能である。

(c) 申立手続は簡便

定型的な申立書式はセンターのHPからダウンロードできる。申立の趣旨と理由を簡潔に記載すれば足り、「相当額の金銭の支払を求める」「申立人と相手方の〇〇関係を調整する」といった申立も可能である。

(d) 管轄の定めがない

当事者が遠隔地にいる場合、電話やFAXを利用して期日を開催することも出来る。

(e) 費用は比較的低廉である

費用は、原則、申立時の申立手数料1件一律1万500円（申立人のみ）と成立時の解決額に応じた成立手数料（例えば、100万円の場合は6万7200円、1000万円の場合は26万8800円。当事者双方折半が原則）のみであり、いずれも減免措置がある。

(f) 当事者の合意に基づくあっせん・仲裁人の指名

毎年1、2件程度利用されている。

(g) 手続実施者（あっせん・仲裁人）

原則として弁護士1名であり（事案に応じ、弁護士3名まで。候補者資格は法曹経験10年以上）、専門紛争については、事案に応じて専門家が、あっせん・仲裁人、専門委員として関与している（後記）。

(h) 期日開催の時間、場所

原則として、平日に弁護士会館を会場に開

催しているが、当事者の便宜に応じて、休日にあっせん・仲裁人の事務所で開催するなど柔軟に運用している。

(i) 手続は同席か別席か

手続実施者の裁量に委ねている。別席を原則としつつ、事案や当事者の関係性等を考慮しながら必要に応じて同席で実施しているのが実情である。

(2) 他の弁護士会ADRとの比較による特徴

(a) 手続上

(i) 法律相談前置を採っていない

スクリーニング機能（争点整理等）を期待して相談前置を採っている機関が多い。

しかし、センターは、スクリーニング機能によって紛争解決の手段が閉ざされるべきではない、手続を実施してじっくり話しを聞くことによって解決に結びつくこともあり得るとの立場から、設立当初から相談前置を採っていない。申立時に、ADR調査室（後記）が申立書をチェックしており、特段、運用上問題はない。

(ii) 期日手数料制度を採っていない

各期日毎に双方あるいは一方当事者から期日手数料を取る制度であれば、特に相手方において応諾しない可能性が高い（医療紛争の医療機関側代理人経験のある弁護士は「応諾しない」と明言している）。

(iii) 専門家との連携

① 専門家あっせん・仲裁人

従前から、建築士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、カウンセラー、フェミニストカウンセラー、学者（国際商事）の方を専門家あっせん・仲裁人候補者名簿に登載し、事案に応じてあっせん・仲裁人として選任している。建築紛争での利用が多い。増加しつつある高齢者を巡る紛争に対応すべく、平成24年10月、社会福祉士の方も候補者名簿に登載した。

② 専門委員

医療紛争に対応するため、医師及び歯科医師に専門委員を委嘱し、弁護士あっせん・仲裁人に必要に応じて医学的知見を助言している。医療紛争では医療側と患者側の対立が激

しいため、弁護士会ADRの中でも、手続に医師の関与を認めるか、認めるとしてどの程度関与させるか（手続実施者か専門委員か）につき制度設計は区々である。センターは、手続の中立性を制度的に担保するため、専門委員という位置付けにしている。候補者は、愛知県を中心とした大学医学部及び歯学部の附属病院に推薦依頼をしている。診療科目は、従来4つであったが、平成24年9月に21に拡大した。

今後、利用が増えると思われる。

(iv) 執行力の付与

ADR法では、あっせん手続について、①時効中断効（25条）、②審理の係属中における訴訟手続の中止（26条）③調停前置主義の特則（27条）の法的効果が付与されたが、執行力は付与されなかった。

センターでは分割弁済事案等で執行力を付与する工夫をしている。当事者の合意で和解内容を仲裁判断にすることができるし、名古屋家庭裁判所及び名古屋簡易裁判所との協議により、あっせん申立書の内容を援用する形で即日調停、即決和解を利用できるようにしている。

(b) 運営上

(i) ADR調査室の設置

センターの特徴の1つとして、ADR調査室が挙げられる。従来、裁判所書記官的な業務を行なう部署がなく、運営委員会委員が交替で申立書のチェックや補正の指示、手続実施者の選任手続等を行なっていた。しかし、業務の統一性や機動性の点で限界があり、平成21年7月、上記業務や事務局で対応困難な来会や電話による手続の問い合わせ、苦情対応、運用上問題となった規則の解釈や改正作業等を行なう部署としてADR調査室を設置した。弁護士の室員6名が交替で、毎週月・水・金の午後、2時間程度事務局に詰めて業務を行なっている。

(ii) 広報活動

申立件数をいかにして増やすかは、各ADR機関の大きな課題である。

運営委員会に企画・広報部会を設け、対内

的には、年に2回弁護士会会員にも公開してあっせん・仲裁人研究会を開催し、弁護士会会報SOPHIA（月刊）へ「紛争解決センターだより」（例えば、あっせん・仲裁人に聞く、大口利用者座談会）を掲載し、また、若手会員向けにA4版1枚のチラシを配布する等の広報活動をしている。対外的には、法の日や成人の日等に新聞広告をするとともに、5周年毎に市民に公開して記念行事（あっせん・仲裁劇とシンポジウム）を開催している。

ただ、努力にも関わらず、申立件数は横ばい状態であり、更に利用者目線に立った戦略的な広報活動をして行く必要がある。

II. 紛争解決事例

以下では、センターにおける特徴的な紛争解決事例をご紹介します。

1. 医療紛争

(1) 医療紛争処理の実情

平成23年度までの5年間の受理事件のうち約15%が医療紛争である。年平均約33件であり、名古屋地方裁判所医療集中部の新受件数に匹敵する。診療科目は多い順に、外科、歯科、産婦人科、整形外科、内科であり、訴訟の場合とほぼ同様である。

審理は、一般事件と同様、原則として1名の弁護士あっせん・仲裁人が担当するが、事案や代理人選任の有無等を勘案して弁護士2名体制や東京三弁護士会と同様、患者側・医療側の代理人経験のある弁護士各1名とこれらの経験のない弁護士1名の3名体制を採ることもできる。しかし、これまで、東京三会方式による審理をしたことはない。当事者双方が医療紛争に詳しい代理人を選任しているときは、代理人によって医学的争点の整理がされるし、それ以外の場合は、必要に応じて医師の専門委員が関与することによって審理ができていくからである。

多くの弁護士会医療ADRでは、医療側の応諾率が低いのが現状であるが、センターの

応諾率は80%を超え、通常事件より高くなっている。ある医療側の代理人弁護士は、応諾する理由として、応諾することに格別の不利益はなく、話し合いができなければいつでも手続から離脱できる、期日手数料制度がないため期日毎の経済的負担がない、簡易な手続とはいえ申立人（患者側）はそれなりに申立書を作成して提出しなければならず、不応諾という対応は医療側に対する不信感を強めるだけである、信頼できるあっせん・仲裁人がある、ことを挙げている。かかるADRに対する理解、姿勢が高い応諾率に繋がっているものと思われる。

和解や仲裁によって解決した率は、対申立事件比約50%、対応諾事件比約58%と高く、平均審理期間は第1回期日から約160日、審理回数は約4回である。

(2) 事例

(a) 過失の有無に争いがあった事例——分娩管理の適否——

(i) 事案の概要

申立人は男児と親権者、相手方は産婦人科診療所を営む医師である。申立人母は、妊娠41週で陣痛が発来したため、相手方診療所に入院し、分娩監視装置を装着した。入院から3時間後に自然破水した。破水時、羊水が混濁しており内診で子宮口があまり開いていなかったため医師は、破水から1時間40分後に帝王切開術を実施したが、娩出された男児の状態が悪く、高次医療機関へ搬送された。男児に歩行障害等の後遺障害が残存するに至った。

双方が代理人弁護士を選任、あっせん・仲裁人は弁護士1名であった。

(ii) 主張の概要

申立人は、男児は入院当初から状態が悪かった可能性が高く、分娩監視が継続且つ適切に行われていれば判断できた。分娩監視記録が少ししか残っていないのは証明妨害である、帝王切開術の実施も遅いと主張した。

相手方は、分娩監視装置の遠隔監視システムにより外来診察室でモニターをチェックしており分娩監視は適切であった。装置はデー

タのバックアップ機能がないタイプであったが、相手方医師はバックアップされていると誤認して証明妨害や廃棄・抹消の意図はなかった。また、帝王切開術の実施に遅れはないと主張した。

(iii) 解決に至る経過

分娩監視記録が少ししか残っていなかったため、双方とも過失と因果関係の立証に決め手を欠いていた。第4回期日以降、あっせん・仲裁人から、相応の解決金支払による和解が妥当との所見が述べられ、第6回期日にあっせん・仲裁人から解決金の提案があり、第7回期日で和解が成立した。

審理期間は約1年であった。

(iv) ポイント

過失の有無につき争いがあったが当事者双方とも立証資料が不足しており、あっせん・仲裁人が、適切な時期に適切な内容の和解案を提案したことにより和解成立に至った。

(b) 医療側からの申立事例——膝靭帯損傷の治療後の化膿性膝関節炎発症——

(i) 事案の概要

申立人は医療法人、相手方は当時大学4年生である。相手方は、スポーツ中に左膝靭帯等を損傷し申立人病院で手術治療を受けたが、術後にMRSA化膿性膝関節炎を発症し、申立人病院で治療を受けた。この治療のため長期入院となり、卒業が1年延び就職も遅れた。相手方が申立人に対し、逸失利益や慰謝料等を請求したが、事前交渉では話しがつかず、医療法人が申立てた。

申立人は代理人を選任、相手方は本人であった。

(ii) 主張の概要

申立人は、化膿性関節炎発症の原因は左膝手術と考えられる。しかし、必要な感染対策を取っており、化膿性関節炎罹患につき過失はなく、化膿性関節炎が疑われた時点で速やかに適切な対処をしていて治療にも過失はないと主張した。

相手方は、化膿性関節炎罹患につき患者側には何の責任もなく病院側が全責任を負うべきである。長期入院となり、就職も遅れたこ

との負担は大きいと主張した。

(iii) 解決に至る経過

双方の主張が真っ向から対立しており、申立後に相手方の膝の再手術が必要ということが判明した。相手方は、再手術費用の申立人全額負担と申立人病院の理事会での意見陳述、再手術が必要となった原因や今後の治療態勢・治療方針等について詳細な説明を要求した。第5回期日に、あっせん・仲裁人が双方当事者へ解決金支払による解決の提案があった。申立人は、見舞金と延長した入院期間中の相手方自己負担相当額を解決金として提示し、第7回期日で和解が成立した。

審理期間は約11か月であった。

(iv) ポイント

医療機関側からの申立は、年間1、2件程度ある。あっせん・仲裁人が、代理人がついていない相手方の想いを真摯に受け止めて粘り強く対応し、解決に導いた。

(c) 専門委員が関与した事例——施術ミスによる死亡——

(i) 事案の概要

相手方病院で腹腔鏡による胆嚢切除をした際に、胆嚢管と誤認して総胆管を切除し、後日、仮性動脈瘤の破裂により死亡した。

申立人は本人、相手方は代理人を選任した。あっせん・仲裁人は弁護士1名であり、医師の専門委員1名が関与した。

(ii) 主張の概要

仮性動脈瘤の予見可能性が争点となった。

(iii) 解決に至る経過

相手方代理人から、仮性動脈瘤の予見可能性の問題等を含め、申立人と相手方との相互理解を図るために、医師専門委員からの説明・助言を受けることが望ましいとの要望が出され、選任した。

第2回期日において、専門委員が医学的所見を述べ、第3回期日には相手方の医師も同席して専門委員と医学的ディスカッションをし、ほぼ相互理解ができた。

第5回期日で、解決金の支払及び治療費の自己負担分免除を内容とする和解が成立した。審理期間は約5か月であった。

(iv) ポイント

平成23年度までの5年間で医師専門委員が関与した事件は9件、うち5件で和解が成立している。5件中4件は申立人が代理人を選任していない。本人申立事件では医師専門委員の関与が有用であると思われる。

2. 建築紛争

(1) 建築紛争処理の実情

受理事件の中で、建築に関する紛争も多い。事案により、建築士の専門家あっせん・仲裁人を選任しており、早期に現地に赴いて現場を見ることによって争点を整理し、迅速且つ適切な解決を導いている。

(2) 事例

(a) 大規模公共施設の修補事例

(i) 事案の概要

申立人は自治体、相手方は建設業者と設計事務所である。自治体発注の温水プールが竣工後10年足らずで天井の木製部材が劣化し崩落し、大規模修補を実施することになったが、修補の方法や費用負担につき協議が調わず、自治体が申立てた。

双方が代理人を選任、あっせん・仲裁人は弁護士1名と建築士1名であった。

(ii) 主張の概要

申立人は、設計事務所の設計ミスと建設業者の施工ミスが原因であるとして相手方らに修補費用の全額負担を請求した。相手方らは、誠意をもって修補したいとしながらも責任や費用負担の範囲を争った。

(iii) 解決に至る経過

第2回期日に現地で検証を行い、その時点で、建築士あっせん・仲裁人が原因及び責任に関する意見を出し、その後は、修補方法と費用負担の割合を調整した。早期解決のため、日曜日に相手方代理人の事務所で期日を開催するなどし、第1回期日から約8か月間で10回期日を開催し、工事費の分担割合を定めた和解が成立した。

(iv) ポイント

自治体からの申立事案である。裁判であれば長期化が予想される事件であったが、弁護

士と建築士のあっせん・仲裁人が協働し、更に信用保持のため誠意を持って対応した相手方らの協力により、期日を日曜日に開催する等の柔軟な手続によって早期解決が図れた事案である。

(b) 民間住宅の修補事例

(i) 事案の概要

申立人は請負住宅の施工業者で、相手方は注文者である。住宅1階の排水ホースに接続ミスがあり、コンクリート基礎部分に約半年間排水が貯留したため、申立人が基礎に穴を開け排水した。施工業者が、補修を更に要しないことと本件解決に相当なあっせんを求めて申立てた。

申立人は代理人を選任、相手方は本人、あっせん・仲裁人は弁護士1名であった。

(ii) 主張の概要

申立人は、修補は完了しており貯留水による根太、構造合板等の吸湿はない、相当額の解決金支払は考えていると主張した。一方、相手方は貯留水による構造合板等の吸湿状況が不明であり、まず調査が必要であると主張した。

(iii) 解決に至る経過

第2回期日で、相手方が希望する調査項目の内容を検討し、あっせん・仲裁人が調査をする検査機関の提案を行った。期日外で双方の同意が得られ、第3回期日に検査機関が同席し調査項目を確認し、第4回期日は現地で調査期日を開催した。第5回期日に調査結果を踏まえ、あっせん・仲裁人が、基礎部分等の修補と解決金の支払を内容とする和解案を提示し第6回期日で成立した。第1回から約5か月間で、検査費用、成立手数料は全額申立人負担であった。

(iv) ポイント

施工ミスのあった請負業者からの申立事案である。相手方の都合に合わせ、全期日土曜日にあっせん・仲裁人の事務所で開催した。あっせん・仲裁人が特定の検査機関を提案し、双方の同意を得て調査を依頼した事案である。成立手数料は双方折半が原則であるが、相手方に落ち度のない本件では、申立人

負担とした。

3. 同族会社の内部紛争

(1) 会社内部紛争処理の実情

同族会社の内部紛争を訴訟手続で解決しようとするれば、複数の訴訟を提起せざるを得ず、しかも長期化する。センターへの申立件数も多い。

(2) 合資会社から株式会社への組織変更に関する紛争事例

(a) 事案の概要

申立人会社は、もと無限責任社員1名、有限責任社員4名からなる同族の合資会社であったものが組織変更により株式会社となり、前無限責任社員が代表取締役就任し、有限責任社員の一人であった相手方は取締役から外された。相手方が、上記組織変更同意していないと主張したため、申立人会社は相手方に対し、組織変更同意すること、申立人に保有株式を譲渡すること、相当額の退職金を受領して申立人を退職すること、退社まで内紛の原因となった海外進出に関する業務を行わないこと等を求めて申立てた。

申立人は代理人を選任、相手方は本人、弁護士あっせん・仲裁人1名であった。

(b) 主張の概要

申立人は、過半数の同意で組織変更ができる旨の定款に基づく組織変更であり、相手方の同意は不要であると主張した。一方、相手方は、設立当初の定款には、定款変更に関する規定がなかったところから、定款変更には総社員の同意が必要であるところ、相手方は、定款変更同意したことがなく、定款変更及び組織変更は無効であると主張した。

(c) 解決に至る経過

あっせん・仲裁人が内紛に関する諸問題を整理し、4か月間で9回の期日を開催し、申立人の相手方に対する請求内容に加えて、利害関係人(相手方の親族)保有の株式譲渡、申立人から相手方への中古機械の譲渡等約20項目について和解が成立した。

(d) ポイント

訴訟で解決しようとするれば、複数の訴訟を

提起せざるを得ず、論点も多岐に亘る。とかく感情が対立する同族会社の内部紛争の処理を巡る諸問題をあっせん・仲裁人が的確に整理し解決に導いた事案であり、ADRによる解決が期待される分野である。

4. 高齢者を巡る紛争

(1) 高齢者を巡る紛争処理の実情

高齢化社会に伴い、高齢者の消費者被害、入所施設との紛争、扶養を巡る親族間紛争等が増加しており、センターにおける受理事件も増えつつある。高齢者の権利擁護の為に、関係諸機関や専門家との連携が必要であり、センターは、平成24年10月、3名の社会福祉士の方にあっせん・仲裁人候補者の委嘱をし、体制を整えた。

(2) 施設における誤飲による死亡事例

(a) 事案の概要

ショートステイサービス事業を行っている相手方に対し、入所者が施設内の台所で台所用洗剤を誤飲し、その結果肺炎を起こして死亡したとして、遺族らが事業者を相手に損害賠償を求めて申立てた。

(b) 主張の概要

申立人は、台所の流し台の上に、入所者がいつでも手に取ることができる状態で、誤飲防止用キャップもつけられないまま台所用洗剤の容器が置いてあったもので、相手方は安全配慮義務を怠ったと主張した。

相手方は、誤飲の事実は認めるが、誤飲から死亡までの経緯は不明確であって因果関係があるのかは疑問である、道義的責任はあるとしても法的責任は争うと主張した。

(c) 解決に至る経過

あっせん・仲裁人が、双方に対し、事実関係に争いがあり、法的観点からの解決は難しいことを説明した。その上で、双方から解決金額を提示して貰い、それを受けてあっせん・仲裁人が譲歩可能な範囲を聞き取り、相当と考える金額を双方に提示したところ、双方が受け入れ、第4回期日で和解が成立した。

(d) ポイント

あっせん・仲裁人が法的解決が難しい事案

であることを双方に伝え、双方が理解したことで比較的短期間で解決した。

5. 建物賃貸借契約を巡る紛争

(1) 建物賃貸借契約を巡る紛争の実情

建物賃貸借契約解除に伴う明渡請求事案等では、和解成立から明渡日までに相当期間を要する事案が少なくない。明渡しに執行力を付与する工夫が必要である。

(2) 執行力付与のため即決和解を利用した事例

(a) 事案の概要

申立人は、店舗付住宅を所有する賃貸人、相手方は、該建物の賃借人で居住するとともに小売店を営んでいる者である。申立人が建物の老朽化による取壊し等を理由として更新拒絶をし、立退料の支払を含む明渡条件等につき相手方と協議したが、立退料の額について調整ができず申立てた。

当事者双方が代理人を選任、あっせん・仲裁人は弁護士1名であった。

(b) 主張の概要

申立人は、本件建物は地震等による倒壊の危険があり、立退料提示額は近隣の貸店舗で営業を継続する場合の内装工事見積額を基にした相当な金額であると主張した。

相手方は、更新拒絶には正当な事由がない。立退料提示額は不相当であると主張した。

(c) 解決に至る経過

立退料の金額調整と当事者双方が相手方の移転先を探索し、第7回期日で和解の成立に至った。明渡期日が和解成立後約半年先であったため、申立人が執行力の付与を希望。簡易裁判所に即決和解の申立を行い、センターにおける和解成立日に簡易裁判所において同内容の即決和解が成立した。

(d) ポイント

執行力の付与のため、センターはあっせん申立書の内容を援用する形で名古屋簡易裁判所の即決和解を利用できるよう連携を図っている。

おわりに

愛知県弁護士会紛争解決センターが開設されて16年が経過した。「元気」「優等生」と言われているものの、ベテランあっせん・仲裁人の「名人芸」による解決になってはいないか、そのスキルを次の世代にどう伝えて行く

のかと言った問題、年間300件近い申立件数にも関わらず財政的には独立採算にはなっていない状況等課題は多い。他のADR機関の経験に学びながら、更に利用者目線に立った利用しやすい紛争解決手続にすべく工夫を重ねていきたい。

仲裁とADR (第8号)

2013年6月9日 初版第1刷発行

編 者 仲裁ADR法学会

発行者 藤本真三

発行所 齋商事法務

〒103-0025東京都中央区日本橋茅場町3-9-10

TEL 03-5614-5643・FAX 03-3664-8844〔営業部〕

TEL 03-5614-5649〔書籍出版部〕

<http://www.shojihomu.co.jp/>

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。
© 2013 仲裁ADR法学会

印刷/株式会社光邦
Printed in Japan

Shojihomu Co., Ltd.

ISBN978-4-7857-2092-6

*定価は表紙に表示してあります。